

【第 3 部】

提言と今後の取組み

提言と今後の取組みの方向性にあたって

「民都・大阪」フィランソロピー会議は、平成30年2月5日の設立以降、「民都・大阪」の実現に向け、第2部で振り返ったように、会議・分科会・大会など様々な取組みを進めてきた。

こうした取組みを進める中で、東京一極集中、休眠預金制度の活用、法人格の縦割り、寄附税制の仕組みなど、様々な課題等が浮き彫りになってきており、これらの課題解決のため、そして、「民都・大阪」の実現に向けた取組みを民主導で持続可能なものとしていくための仕組みや体制づくりが求められている。

こうしたことをふまえ、中締め報告書の取りまとめにあたって、次のとおり提言を行うものである。

あわせて、今後の取組みについて、その方向性を示すこととする。

1. 「民都・大阪」実現のための提言

【背景・課題】

《日本における法人制度等》

日本の民間公益の法人は、戦前は公益法人というものの一本であったが、第二次世界大戦後、戦災で多くの資産を失った日本の特殊性、省庁の縦割りから、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、医療法人、宗教法人など、活動別に法人法が定められ、別個の法人格を有するという世界でも類例のないガラパゴス化が生じていた。また、一般の民間非営利活動を行う法人に法人格取得の道が閉ざされていることが、阪神淡路大震災後の民間公益活動から広く一般に知られるようになり、特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）の制度もでき、一般的な公益の法人も公益法人とNPO法人と制度が輻輳することになった。さらに、今世紀に入ってから、中間法人の制度も新設された。その後、2008年の公益法人制度改革により、公益法人（公益社団法人、公益財団法人）と一般法人（一般社団法人と一般財団法人）に分けられるとともに中間法人は廃止となり、民間公益の法人格は様々に分断されて混迷の度合いを深めている。とりわけ、所管法ばかりでなく、税法や会計基準も法人格ごとに異なることから、民間公益活動に対する施策を非常に展開しにくくなっていたり、ひどい場合には、施策の対象として忘れ去られたりすることすらあった。

その結果、法人格別に縦割りで施策が展開され、税法等の細部については専門家でも理解が難しくなり、例えば、平成30年4月1日施行された「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」について見ても、東京などで活用実績がある一方、大阪府では施行2年後においても実績がゼロである。このように、折角の制度改革の情報交換も東京中心で行われ、地方まで普及していない実態が、民都・大阪フィランソロピー会議の中でも明らかになった。

仮に民間レベルでこれらの法人格を超えて結集しようとしても、非営利法人は法人格別に主務官庁との結びつきが強く、法人格を超えた結集が難しいところがある。それぞれに全国組織は存在するが、いずれも東京に位置している。

《大阪の企業の企業財団の活動拠点等》

いわゆる「大阪の企業」と呼ばれる企業は企業財団を設立している。しかしながら、企業の東京移転が進む中、企業財団においても、定款内の事務所が形式上東京に置かれている例や、定款では大阪に事務所を置きながら、活動拠点を実質上東京に移している例がある。

企業の拠点が東京へ移ることについては、経済合理性などもあるものと思われるが、もともと経済合理性の影響を受けない企業財団については、形式上も実質上も、東京へ拠点をシフトさせる意味は小さいにもかかわらず、平素、大阪の活性化を主張している企業にあっても東京一極集中の状況にある。

《「民都・大阪」にふさわしい規模の公益法人の設立等》

「民都・大阪」を謳う大阪にとって、世界の同様の人口・経済規模から考えると、民間公益セクターの核となる2,000億円くらいの資産規模を持つ公益法人が存在しても不思議でないのに、現状では存在していない。

そうした公益法人が新規に設立されることが本来望ましいが、例えば、既存の公益法人をもとに他の多数の公益法人を合併し、「フランス財団型」(注)の一つの公益法人として整備することも考えられる。

(注) フランス財団型公益法人

日本と同様、公益法人の新設のハードルが高かったフランスでは、政府系のフランス財団に対し、意思決定機構の独立性を保ったまま1350もの民間財団が合併し、フランス財団の一部(これを援護財団と呼ぶ)として存在している。これは、個々の基金ごとに名称や会計上の独立性を保ちつつ、一体的な管理事務が行われる「マンション型財団」として日本にも導入された「コミュニティ財団型」に類似し、さらに巨大な法人がみられることから「タワーマンション型公益法人」とも言える。

【大阪で非営利セクターを結集する意義・必要性】

「民都・大阪」の実現のため、全国に先駆けて大阪で非営利法人の結集した組織の創設が望まれる。これは「公益庁」設立に先駆けて民間非営利セクターが結集することで、民間非営利セクター全体に関わる施策——例えば、休眠預金等活用制度——の運用面など、あるいは新しい制度の普及、法人格間連携にとって大きな力となるともに、非営利セクター全体の地位向上に大きく寄与するものと考えられるためである。

非営利法人の制度が日本のように分断化されていない諸国の都市では、公益に関わる民間関係者が一堂に集まることはいたって自然なことであり、それを国内において大阪で初めて実現することに大きな意義がある。

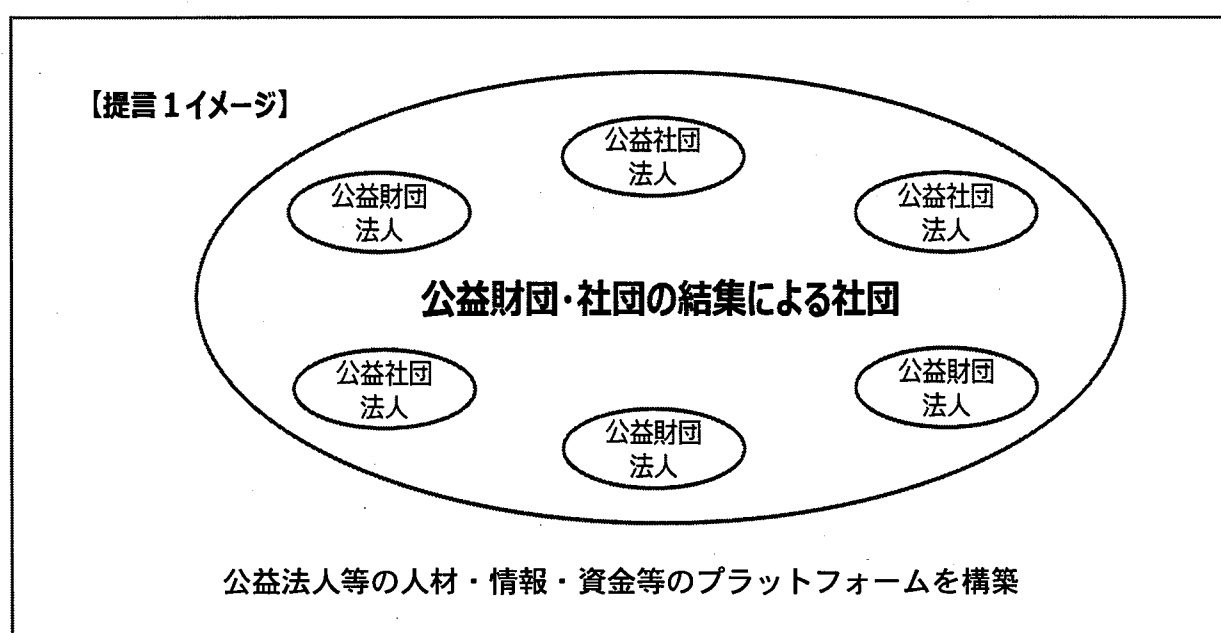
【「民都・大阪」の実現に向けた提言：面としての非営利の結集のために】

「民都・大阪」フィランソロピー会議は、「民都・大阪」、「フィランソロピー都市・大阪」の実現に向け、今後、次の2つの提言について段階的に目指していくこととし、公益法人等の活性化・リデザインによる存在感の向上を図り、ひいては法人格を超えたサードセクターの連携を大阪から発信していくことを提言する。

提言1：大阪における公益法人等（連絡会議）の結集【第1段階】

既存の全国組織とは別に、地域レベルで、公益財団法人、公益社団法人等（以下「公益法人等」という）を束ねる集合組織が必要である。大阪における地域の公益法人等の声を集約し、施策にその声を反映させる機能を持つ組織の設立をめざす。

- ・大阪の地域事情に即した人材・情報・資金等のプラットフォームの主体を構築。
- ・そのことにより、サードセクター内及び行政・企業など他セクターとのさらなる連携の広がり の 起 点 とな る こ と が 期 待 さ れ る。



当初は、問題意識を共有し、中核的役割を果たしうる公益法人からなる集合組織を立ち上げ、公益法人等の結集ニーズを掘り起こしながらより多数が参加する組織へと強化していく。

将来的には、地域ごとに同種の組織設立が全国に広がることを期待するとともに、それらの幅広い連携の中心を大阪が担うことを通じ、日本各地における公益増進の拠点「フィランソロピー都市・大阪」の実現をめざす。

なお、ポストコロナも見据え、将来の組織としての展開を考慮すると、事務局体制への人材登用を含め、IT活用に優れた組織を構築していくことが望ましい。

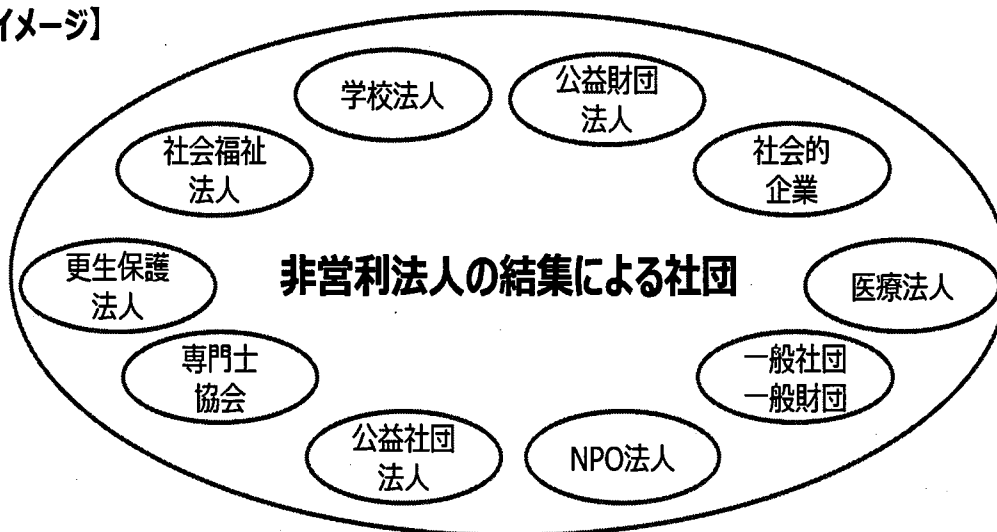
提言2：大阪における非営利法人等の結集【第2段階】

提言1の成果をさらに進め、大阪において、公益法人にとどまらないサードセクター全体が法人格の違いを超えて結集する組織の設立をめざす。

- ・人材・情報・資金等のプラットフォームとしての役割のさらなる高度化
- ・個々の法人では担いきれない共益的事業の推進役となること
- ・日本の非営利活動に関する政策・法制について、地方の非営利法人の実情をふまえた、建設的・横断的な視点を発信すること

など、公益の増進に向けた好循環の起点となることを期待するものである。

【提言2イメージ】



- 法人格を超えた相互協力や共同事業を創出
- 不活性資源の活用など共益的事業を推進
- 行政機関との政策検討や人材交流など対話交流の窓口を担うと共に政策提言を実施
- アジアの公益首都として海外非営利組織等との国際交流活動を促進

将来的には、幅広い非営利関係組織との連携を図るとともに、大阪を起点に、わが国の公益の増進に貢献することを通じ、「フィランソロピー都市・大阪」として、国際拠点都市たる地位が確立されることをめざす。

2. 今後の取組みの方向性

「民都・大阪」フィランソロピー会議は、将来へ向けて提言を実現すべくそのプラットフォームとしての役割を果たしていくとともに、非営利法人を取り巻く課題の解決に向けた取組みを引き続き推進していく。

このため、会議において大きな方向性を議論し、分科会で具体的な検討を深め、大会で一般に広く発信していくことを通じ、関係者の英知を結集しながら活動を深化させていく。その中では、大阪・関西万博を、大阪における公益活動の機運醸成・発信の大きな契機としていくための方策を検討するなど、新たな取組みにもチャレンジしていく。

こうした取組みを通じ、本会議の目的である「第2の動脈を大阪に取り込む」、「これまでにない連携や協働を生み出し、資金・人材の確保や情報発信などにおいて新たな取組みを進め、社会的課題解決につなげる」、「これらを通じて、次世代を担う人材の支援などを行い、新たな産業・市場・雇用の創出、大阪の成長にもつなげていく」ことの実現を目指す。